公立陶生病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

　公立陶生病院と　　　　 　　　　 薬剤師会とは当院院外処方箋に係る薬剤師法第23条第２項の取り扱いについて、下記のとおり合意した。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

　以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第２項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。ただし、医療用麻薬、抗悪性腫瘍剤、覚せい剤原料、生物学的製剤、漢方薬は対象外する。

１）　成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方は除く）

２）　剤形の変更（薬剤の安定性や患者さんの利便性が同等もしくは向上する変更に限る。ただし、外用剤およびワルファリンの剤形変更は対象外とする）

３）　錠剤の半割や粉砕、あるいはその逆（薬剤の安定性や患者さんの利便性が同等もしくは向上する変更に限る。ただし、外用剤およびワルファリンの変更は対象外とする）

４）　調剤報酬に関わらない「患者希望」あるいは調剤報酬に関わらない「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化（コメントに「全てヒートシール」、「ヒートシールで」、「上記の薬剤のみ【別包】」等、処方医の意図と相違する場合を除く）

５）　湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

６）　薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）

７）　ビスホスホネート製剤の週１回あるいは月１回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日 数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

８）　「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

２．　　　説明と同意について

１）　保険調剤薬局での運用においては患者が不利益を被ることのないよう、上記１による変更を行う場合には、十分な説明の上同意を得てから行うものとする。

２）　上記１）が遵守されずに生じた患者への不利益について、保険調剤薬局が責任を負うものとする。

３．　　　運用開始について

　　　　　令和　　年　　月　　日から運用を開始する。

４．　　　合意の解除及び内容の変更について

１）　合意の解除及び内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

２）　合意事項に反し、患者に対して著しく不利益を与えたと判断される場合は、合意を解除することがある。

以上

令和　　年　　月　　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 愛知県瀬戸市西追分町160番地 |
| 名称 | 公立陶生病院 |
| 代表者氏名 | 印 |

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 薬剤師会名称 |  |
| 代表者氏名 | 印 |